

第46回鎌倉市景観審議会議事録

日 時：令和2年（2020年）11月16日（月） 午後6時から午後7時30分まで

場 所：鎌倉市役所本庁舎2階 201会議室

出席委員：志村会長、水沼委員、赤松委員（リモート）、田邊委員（リモート）、
尾渡委員（リモート）、廣瀬委員、石井委員、福澤委員

事務局：吉田部長、杉浦次長、奥山課長、飯田担当係長、前田指導監、齋藤主事、平井主事、
宮崎職員

傍聴者：なし

オブザーバー：3名（建築指導課、行政経営課DX担当）

配布資料：資料1一式 景観重要建築物等の保存活用に関する建築基準法の検討状況について
資料2一式 鎌倉市屋外広告物条例制定に向けた検討について
資料3一式 景観重要建築物等の指定変更について（三河屋本店）

当日配付資料：前回議事録

鎌倉市景観審議会の会議の公開等に関する取扱要領

「1 前回議事録の確認について」

前回議事録の内容に関して確認を行った。

「2 議題」

3名の委員がリモートでの参加となった。

議題（1）報告事項「景観重要建築物等の保存活用に関する建築基準法の検討状況について」の際に関係部局である建築指導課をオブザーバーとして同席させることについての確認をとり、了承された。

（1）報告事項 景観重要建築物等の保存活用に関する建築基準法の検討状況について

（事務局から資料に基づき、景観重要建築物等の保存活用に関する建築基準法の検討状況について説明）

〔事務局〕まず、ご欠席の委員からの事前意見をご紹介します。

法第48条ただし書きは一般の前例にもなるので、弁護士の先生方が言われるように、法第3条第1項第3号の条例に基づき歴史的建造物の保護に限定した方がよいように思うとのご意見だった。

〔事務局〕前回審議会の最後の議論の中で、弁護士の先生方の意見をまとめて報告した件について言及されている。

〔委員〕弁護士の先生方の意見の中で、近隣住民から良好な住居の環境を害するという意見があれば手続きを進めるのは難しいというものがあった。確かにそのとおり近隣の住民の意見は大事だと思うが、今、社会的に一人でも反対があると全て白紙になってしまう風潮がある。程度問題として一人でも危惧を持たれる方がいた場合には進めることが困難になるのか、そうではないのか、その判断について今後の方針があれば教えてほしい。

〔事務局〕今後、法第3条第1項第3号に基づいて進めていくが、法第48条ただし書きと同

様の手続を経るということで、近隣の住環境を阻害するおそれがないという一歩踏み込んだ判断をするためには、危惧を示される近隣の方に対しては丁寧な説得をした上で進めていくしかないと考えている。弁護士の先生方からも、もし係争等に発展した場合には市は不利だろうと言われている。

〔会長〕 建築史の観点から言えば、良い方法で活用して建物を継承していけることは非常に良いことであるが、生活者目線で言えば様々な意見が出てくるため、慎重に進めていくことが大事だと思う。

以上、議題（１）の報告事項について了承ということでよろしいか。

〔一同〕 異議なし。

〔会長〕 それでは議題（１）の報告事項は了承とする。

（建築指導課退室）

（２）報告事項 鎌倉市屋外広告物条例制定に向けた検討について

（事務局から資料に基づき、鎌倉市屋外広告物条例制定に向けた検討について説明）

〔委員〕 市条例は、県条例にはなかった色彩基準について、景観計画に位置づけられている内容を条例に位置づけるという特徴がある。景観計画では、色相、彩度、明度のうちの彩度を６以下とし、厳しい基準であるが、歴史的風土に馴染むものであるため、配慮事項として記載している。それを条例に位置づけたとき、規制を受ける側はどうなるのか。行政として譲れない部分があったときには、配慮事項であっても許可しないのか。明確な基準がないと行政も運用しにくいと思うが、どのように考えているのか。

〔事務局〕 景観計画の色彩の基準については、彩度６以下の控え目な色彩を用いるとともに、３色程度とするとしており、規制基準としては厳しい内容である。景観計画策定の際には、配慮事項として事業者の説明し、理解を得ているため、規制基準にすると、過度な基準になると考えている。他の自治体では、特別に地区を定めて、色相によって彩度８や彩度１０まで幅を持たせた基準を定めているのが一般的である。ただ、色彩基準は、定められないということではなく、地区のルールとして地元の協議会が規制基準を強化したいという場合には、特定の地区を定めて強化できるようにしている。それが市全体の基準となると難しいため、今回も事業者の方をお願いをしていくことを前提に景観計画の配慮事項を市条例の中に遵守義務として位置づけたいと思っている。

現状の色彩については、個人商店の多くが10㎡以下の掲出であるため、ほとんど許可の対象にならない。また、地元の店舗の方は、独自の工夫を凝らして掲出されており、許可対象である10㎡以下でも窓口に相談に来る。コーポレートカラーもある程度配慮していただいているのが運用上の実態である。

〔委員〕 条文にどのように記載するのか非常に興味がある。行政指導の範疇となり、ガイドラインを示す感じの記述になると思っている。規制をしてはいけないと言っているわけではないが、規制をする側も、規制を受ける側も明確な基準がないと運

用しづらい。非常に難しい作業であるが、頑張ってもらいたい。

〔会長〕 現行制度の課題で説明があったLEDの電光点滅表示について、行政指導で改善をした例とは具体的にどのようなものか。

〔事務局〕 若宮大路沿いの店舗である。近隣住民からの苦情を伝えていたが、社内の統一的なシンボルということもあり、当初は受け入れてもらえなかった。その後、時間を区切って照明の照度を落としてもらった。

〔会長〕 屋外広告物の色や形というよりは、明る過ぎる照明に対する苦情か。

〔事務局〕 広告物というよりは夜間景観的な話である。許可申請が必要なものであったため、事業者と協議し、配慮してもらった。

〔会長〕 安全性や夜寝るときに眩しいという話と景観に合うかどうかという議論は違う側面がある。住民の生活を守っていくためのお願いとデザイン的なお願いは切り分けた方がよい。

もう一つ関心を持ったのは、景観にふさわしいものとして行政が指導しなくても商店街の皆さんが暗黙のルールとして自主的に彩度を落としたり、色を選んで使っていたりするという話。東京などでは商売のために派手な広告を出すのが、鎌倉では商売をされている方のモラルが非常にしっかりしている。地域の自主性を汲んでいく一方で、外から来た企業のコーポレートカラーの方針などの譲れない部分をどのように受け止めるか。検討経過について、引続き、報告してほしい。

〔委員〕 規制条例では、罰則の代わりに氏名の公表をしている。提案として、例えば、鎌倉は商業で賑わいを創出しなければならない観光地であるため、コーポレートカラーの調整など、条例の考え方に沿った形で協力してくれた事業者と事例をホームページに公表するのはどうか。「景観づくり賞」のような単発のものではなく、気楽に事例をホームページで公表し、内容を検証する仕組みの方が良い事例が蓄積していくのではないか。行政指導も行いやすくなる。

〔会長〕 大事なご意見である。

〔事務局〕 過去には「景観づくり賞」で鎌倉のまち並みに応じた屋外広告物を募集し、表彰したことがあるが、選考に時間を要した。委員の提案内容については、条例の検討と合わせて検討していきたい。

〔会長〕 子供たちを連れて鎌倉のまちを見学する講座を行ったとき、赤と白を反転させた銀行の看板を見た子供たちが「本当だ」と言っていた。景観に配慮している企業を評価することは企業のイメージアップになり、企業の質も上がってくると思う。お互いがプラスになる施策を進めていけるとよい。

〔委員〕 色彩について、彩度6以下を一律で適用するのは厳しい基準であるが、例えば、若宮大路で総面積10㎡以上の広告物のみというようにエリアと条件を絞って考えると彩度6以下でも妥当であると思う。屋外広告物条例は、許可対象になる規模と色や形の規制の強度とを組み合わせることで考えていくとよい。よりきめ細かい景観誘導が必要な場合は、その許可対象の面積を小さくし、小規模なものから行政が関与できるような制度設計にすることもできるし、それに連動して彩度の基準もプライオリティに応じて変えていくということもできる。例えば、広島市は景観

計画の策定に合わせて屋外広告物条例の規制内容を大きく変えた。原爆ドームの背景では厳しく、一般の地域では緩やかというようにプライオリティに応じて4段階ぐらいの色彩基準や届出規模の要件を決めている。制度を体系的に考えて、景観的に強く誘導するところと緩めるところを作っていくと良い。鎌倉のような特徴のある市では、屋外広告物によって生業が成立しているところもあるので、市で独自の条例を制定し、運用していくことは非常に良い。一方で、屋外広告物条例を持つと、不適合なものを適合化していく作業が生じ、是正期間に応じて、行政のマンパワーが必要になる。京都市が屋外広告物条例を強化したときは、短い期間で是正するため、OBを含めて200人体制で屋外広告物に取り組んだと聞いた。制度設計の段階から行政の組織体制も考えておく必要がある。

- 〔事務局〕 条例制定後のマンパワーの問題について、京都市では既存不適格率が高く、大規模な人員配置によって成し遂げたと聞いている。鎌倉市の場合、大幅な人員増は難しいため、現在可能な体制の中で検討していきたい。市条例の基準等については、神奈川県屋外広告物条例をベースに体系的に整理していきたい。
- 〔会長〕 横須賀市も中核市になった際に、県から屋外広告物の事務移譲があり、一時的に人員を要したと聞いた。必要な人員体制を予測しながら、施策を考えていくという大事なご指摘だと思う。許可基準は地域による差をつけていくイメージか。
- 〔事務局〕 現行法では、禁止地域と許可地域がある。許可地域には、自然系許可地域、住居系許可地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域といったように都市計画の用途地域に比較的連動した形で5地域の許可地域がある。鎌倉市の景観計画では21の土地利用類型で景観誘導をしているが、市条例では、原則、現行法の許可地域をベースに検討していきたいと考えている。一方で、若宮大路周辺の商業系許可地域では、現在、行政指導や地域の暗黙のルールによって屋上広告物の設置をコントロールしているため、市条例では、屋上広告物の設置を控える内容を地域の基準で設定していきたい。
- 〔会長〕 商店街でルールを決め、自主的に取り組まれていることは非常に貴重である。表彰にもつながるが、落ち着きを感じられるデザインや色彩の選定の良い事例を示していくことで、皆が学び、模範して地域の景観が良くなっていくような循環が作れると良い。
- 〔事務局〕 欠席委員からの意見を紹介する。
積極的に進めていただきたい。広告料収入をエリアマネジメントの原資に充てることは基本的には良いが、それを強調し過ぎると、原資のためにはどんな広告でも良いということに成りかねない。屋外広告物規制の本旨から外れないようにすることが重要であるとの意見であった。
- 〔委員〕 市条例の制定は進められたらよいと思う。エリアマネジメントについては過剰にならないことが必要である。小町商店街の取組について、もう少し詳しい説明を聞きたい。
- 〔事務局〕 小町商店街では、小町通りの景観形成ガイドラインを策定し、その後も運用方法等について意見交換を続けている。小町商店街ではまちづくりサポーターと一緒に

に独自のイベントを実施したり、市の補助を受けながら街路灯の維持管理をしたりしている。そのような地域の自主的な取組を支援していくため、全国的に事例が増えてきたエリアマネジメント広告の取組を本市でも活用していきたいと考えている。小町通りは観光客が多く、バナー広告の潜在的需要があるため、景観面のデザインと広告料収入とのバランスを図りながら、まちづくり活動に役立つ仕組みを検討していきたい。

〔会長〕 近年の広告物は様々なタイプのものがある。デジタルサイネージや投影タイプのものも随分増えてきているが、このように直接書くでも貼るでもない広告物はどのように評価するのか。過去の審議会では、文字を屋内からガラス板に貼り付けたものをどう解釈するべきかという議論があった。これを機に、時代に応じた判断や検証を大事にしてほしい。

〔委員〕 商業者の多くは協力的であるが、いくらレベルの高い規制や景観づくりをうたっても、明らかに違反して、他者に迷惑をかけている者に対してきちんと対応しないと協力してくれる人は減っていく。良い事例を紹介して景観の質を上げていく一方で、行政が関わる以上は、違反広告物、路上障害物への対応にしっかり取り組んでほしい。

〔会長〕 景観を守ることと違反を指摘することは両輪だと思う。違反広告物の除却は人材確保の視点でも検討してほしい。

〔委員〕 他の自治体で屋外広告物の景観調整アドバイザーをしている。悩ましい課題として、第三者広告を打つデジタルサイネージが増えてきている。例えば、駅前ビルの壁面などに大きな面積で地域に縁も所縁もないような企業のCM広告が流れる。市条例は、基本的に現行の県条例をスライドさせるとのことであるが、現状ではないが、今後、鎌倉の景観の阻害要因になるものがある程度予測し、県条例を強化して規制していく視点も必要である。特にデジタルサイネージで第三者広告を掲出するものは、少し強めに規制するようなことを検討した方が良い。

〔事務局〕 デジタルサイネージが他の自治体で課題になっていることは認識をしている。委員にアドバイスを頂きながら検討していきたい。

〔会長〕 京都・奈良のような古都や金沢などの歴史的な景観のあるまちでデジタルサイネージに対応している自治体はあるか。

〔委員〕 デジタルサイネージの面積や設置位置について規制を始めているところはあるが、第三者広告の規制は聞いたことがない。例えば、大きな映画館が映画の宣伝のためにデジタルサイネージを使うのは、場所の特性に合っているが、全く関係のないものが映ると地域としても受け入れがたいと思う。広告内容も品がないものになりがちであるため、しっかり対応していく必要がある。

〔会長〕 デジタルサイネージは、まさにこれからの課題であるため、鎌倉で良い先行事例を作っていくのも良い。

以上、議題（２）の報告事項については了承ということでよろしいか。

〔一同〕 了承。

〔会長〕 それでは、議題（２）の報告事項は了承とする。

(3) 報告事項 景観重要建築物等の指定変更について（三河屋本店）

(事務局から資料に基づき、景観重要建築物等の指定変更について説明)

[委員] 増築する厨房は鉄筋コンクリート造か。

[事務局] 増築部分の詳細については未定とのことだが、A棟、B棟とも鉄骨造平屋建てを検討していると聞いている。

[会長] 景観重要建築物等でこのような大規模改修は初めてなのではないか。今後、どのように解釈していくかを考える良い機会なので、しっかり議論したい。

[委員] 頻繁に出入りするサービス部分のドアは防火戸にする必要があるだろう。そういった部分は無理に木製などにせず、ステンレス等耐久性の高い建材を用いて従業員が気兼ねなく使えるようにした方が良い。歴史的建造物といっても、場合によっては機能本位で長持ちすることを重視するのも一つの考え方だと思う。

[事務局] 三河屋本店は防火地域にあるため、用途変更・増築に際しては、本来、耐火建築物にしなければならない。そこで、建物の歴史的価値を守るため、前回から検討している鎌倉市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例の適用を考えている。今回、景観重要建築物等の指定変更について景観審議会に報告しているが、構造・防火避難・歴史的価値などについては建築審査会の専門委員会にも審査・アドバイスをさせていただき予定になっている。今後、委員にご指摘いただいた部分も含め、歴史的建造物の価値と、安全性・耐久性等も加味しながら検討していきたい。

[事務局] 欠席委員のご意見をご紹介します。

内装や調度については、歴史的価値がない物件であると考えてよいのか。建物内部については大幅な改装であるため確認したい。

また、増築する厨房は西側隣地境界に迫っているため、隣家と事前に調整しておいた方がよいというご意見であった。

[事務局] 内装や調度については、価値の高いものとそうでないものがあるが、この建物は登録有形文化財にも登録されているため、その手続中で検討すると聞いている。その他条例の手続の中でも検討する。

隣家との調整については、隣家が所有者の住居であるため、調整は不要となる。

[委員] 景観審議会の委員になる前から、三河屋本店は鎌倉の中でも古いお店だと認識していた。

景観重要建築物等の指定に当たっては、昔の構法等にも着目して検討していたと思うが、三河屋本店が景観重要建築物等指定解除となってしまうのはどのような場合か。

例えば、若宮大路からの外観が変わってしまった場合か。それとも、登録有形文化財である限りは、文化財として許される改変については指定解除の対象とならないと考えてよいのか。

[事務局] まず、景観重要建築物等の制度上はあくまで外観の保存が原則になっている。三河屋本店の景観的に最も重要な価値は伝統的な出桁造りの建物が若宮大路に現存しているということにある。

一方、登録有形文化財制度についても、重要文化財、指定文化財とは異なり、やはり外観の保存が一番に考えられている。最近、文化庁も積極的な活用を推進している。

今回、酒屋の店舗をレストラン等に用途変更する計画であるが、建物が使われずに解体されてしまうことが一番残念なことであるから、景観重要建築物等も登録有形文化財も、外観保全を優先し、積極的な活用のために必要な内部の改修については、比較的柔軟な制度となっている。そのため、このような使い方も許容される。

ただし、その活用に当たっては、やはり文化財的な価値をできる限り守っていただきたい。その価値を歴史的な価値は守っていただいて、できればその価値をPRしながら活用していただきたいと考えている。優先順位としては、やはり外観が第一であるが、歴史的な価値、建築的な価値も並行して守りながら利活用を図っていただきたい。

〔委員〕 三河屋本店の前を通るとき、酒瓶が沢山並んでいて、奥までは光が届かなくて暗い古い感じ、そこにお店の方がいるという雰囲気、酒屋の店先の佇まいが好ましいと思っている。その店先の雰囲気も景観を形成する大事な要素だと思う。改修後ホールにすると書いてあるが、そのホールがどのように使われるのか。若宮大路から見たホール部分の間口は外観の3分の1程度あるので、内装によって見え方や雰囲気は変わるだろう。新しい所有者がこのホールをどのように使おうと内部のことであるから、景観的には規制できない。外から見える店先は外観に影響すると思うので残念。また、夜間の景観もどうなるのか不明なので併せて協議ができるのならば、してもらいたい。

〔会長〕 所有者は変わられるのか。

〔事務局〕 所有者は変わらない。若宮大路沿いに既存の冷蔵庫があるが、その部分で三河屋が一部酒屋の営業を続け、レストラン部分については別の事業者が運営をすると聞いている。権利関係については現在調整中である。

〔委員〕 立面図はないのか。

〔事務局〕 現在まだ設計の途中段階であるため、次回審議会に提出したい。

〔会長〕 断面も気になる。というのは、この計画だと、もともと平場の土間があって、畳間に上がるという内部の空間構成を、すべて平場の床の客席に大きく変えてしまうのだろう。

商業空間としての土間と居住空間としての畳間という構成、お店と座敷の位置関係・関係性が失われてしまう。それは仕方がないこととも言えるが、もしかしたら外観以上に往時の文化を伝える歴史的価値のあるものでもある。

保存活用事業計画書の中に「なるべく生かしていく」という記載があるが、断面を考えたときに、小部屋三室だったものを大きな一室にしてしまうとか、土間と畳間の段差がなく、そのまま奥まで入れてしまうという形態になると、随分変わってきてしまう。本当にそうせざるを得ないのかが気になる。

今、コロナ禍の中で、こんな密度でテーブルを配置することがいいのか、もしかしたら、3部屋に分けて小規模で落ち着いた雰囲気にした方がいいのではないかな。そのあたりを丁寧に検討していただきたいと思う。

蔵も3室を2室に変えているが、例えば、欄間から上だけでも残しておけば、昔の間取りを推測することができる。インテリアの中でのかつての使い方の「言い伝え」のようなものを継承できるとよいと思う。

お客様もそういう名残のようなものを期待している部分があると思うので、所有者の方にお伝えいただけるとよい。

〔委員〕 今回の指定変更とは具体的にはどういう変更なのか。

〔事務局〕 現在の景観重要建築物等の指定範囲は母屋と蔵である。今回、一部を除却して、一部を増築する。今回除却する既存のトイレは指定範囲外だが、洗面所、浴室については指定範囲内であるため、指定部分の除却で該当する。今回増築されるA棟、B棟は指定範囲外の新築となる。あくまで指定範囲の変更であり、景観重要建築物等そのものが変更するというわけではない。

〔委員〕 北側の外壁を改修する部分も指定範囲から外れていく可能性があるということか。登録有形文化財という制度、そして景観重要建築物等という制度の限界を感じて、悩ましく、難しく思う。基本的には、外観の保全がこれらの制度の骨子になっているため、この建物の文化的な側面を全く勘案できない改修案なのかと思う。全くという言葉が強過ぎるかもしれないが、若宮大路にこの店舗があること、その中で営まれていた生業、それらが全てこの時点で間取りとともに失われていくということについて、鎌倉の近代、特に関東大震災の後の歴史が、この建物と間取りがあったことで伝えられていたものが失われていくということは、大きく受け止める必要と思う。この制度でしか建物を守れないということ、外観しか守れないということを少し重く受け止める必要があると思う。

それはあくまでも、文化財的な立場からの一つの感想であるが、景観という観点から言えば、特に若宮大路側の外観が現状に近い形で継承されれば、それは評価しなくてはいけないのだろう。

このまま継承できれば一番良いが、それができない現状の中で、少なくとも柱や建具は将来復旧できる可能性を残してなるべく保存すると記載があるが、それらの丁寧な仕分けや、調査、記録保存などが必要である。

〔委員〕 やはり気になるのは可逆性である。文化財に対する可逆性がどの程度考えられているのかを強く懸念する。先ほど会長もおっしゃったが、店舗から土間を抜けて庭に抜けるという、この空間構成は非常に重要だと私は思う。例えば土間の痕跡を何かしら残すことはできると思うが、根本的な空間構成として元に戻すことができるような、可逆性を担保できることも重視したい。

例えば、蔵の中は三室に分かれている。これらの壁を取り払ってしまったら元に戻せないということはいかなるものかと思う。景観重要建築物等としてではなく、登録有形文化財としてまた検討するのも知れないが、私としては、可逆性を大事にしてもらいたい。

- 〔会長〕 この蔵に今テーブルが10台配置しているのを8台に減らせば、3室のまま使えるのではないか。
- 〔委員〕 指定文化財ではなく登録文化財である以上、根拠がないから所有者もしくは事業者の判断に委ねなくてはいけないというところが、難しいといえる。
- 〔会長〕 例えば、内部の歴史的価値を残すための工夫などについて細かい意見交換をして、事業者や設計者が納得してくればより良い。事業者も鎌倉の企業であれば、利潤だけ追求する市外の企業とは立場が違うと思うので、歴史的な価値の残し方、伝え方のノウハウについてアドバイスを差し上げることはできる。何か意見交換できる機会を作っていただけると良いと思う。
- 〔委員〕 内部の価値について、再確認をしていただければいいかと思う。
- 〔事務局〕 今ご指摘いただいた内部についても、景観重要建築物等、そして登録有形文化財等であっても文化財的な価値、歴史的な価値は非常に大事だと考えているので、いただいた助言を設計者、事業者に伝えたい。
- 〔会長〕 最初に言ったとおり、今回は指定解除ではなく大規模改修という初めてのケースだと思う。この先も、景観重要建築物等について、助成金だけではなく、価値の継承の方法、活用の方法、そういったアドバイスという支援の仕方も必要になってくると思う。文化財制度とは別に市で景観重要建築物等という制度を持っている強みを生かして行ってほしい。アドバイスを差し上げるにあたっては、我々審議会をぜひ活用してほしいと思っている。
- 以上、議題（3）の報告事項について了承ということよろしいか。
- 〔一同〕 異議なし。
- 〔会長〕 それでは議題（3）の報告事項は了承とする。

「1 その他」

- 〔事務局〕 今期の任期は、令和2年12月31日をもって満了となるため、今回の審議会が任期中最後の審議会となる。最後に委員の皆様から一言ずつ所感をいただきたい。
- 〔委員〕 この任期中も様々な案件があり、悩ましいこともたくさんあった。しかし、例えばつい前回見学した旧武基雄邸の景観重要建築物等への指定など、新しい試みもあった。鎌倉ならではの悩みをいつも感じているが、新しいことにチャレンジしながら、ぜひ次の代の委員の方たちにもよりよい鎌倉を作るためにご尽力頂ければと思う。2年の任期の間、ありがとうございました。
- 〔委員〕 私は着任したばかりだが、まちの記憶として良いものがたくさん残っているところで、視点を変えればほんのうたかたの出来事ではあるが、それでも、古いものが延命して残っている。土地も、分割されるのではなくて、せめて区画が残っていかれることが鎌倉のブランディングの維持なのではないかと思う。商工会議所から来ている今の立場からすると、そんな意味があると感じている。ご縁があればまた勉強させていただきたいと思う。ありがとうございました。
- 〔委員〕 今期、私の印象に残ったのは、小町通りのガイドラインである。地元の景観整備機構が入って、地元と調整して、地元の方の理解を得て、これが小町通りらしさ

なんだということをもとめた冊子ができて、今後、これが運用されていく段階で、内容的に運用は難しそうな気はするが、その運用についても景観審議会の中で逐一ご報告頂いて、どういう経緯で景観まちづくりがこれから進んでいくのかということも注視しながら、長く成果を見守っていきたいと感じている。

私の専門で言うと、これから屋外広告物条例も策定されるということで、そういった表面の部分でも景観というのは十分変わるし、良くなるということが実証されると良いと思う。

〔委員〕 私は、鎌倉市独自の積極的な試みが印象に残った。景観重要建築物等の所有者の方への聞き取りを初めて実施できたことは、とても大きな一歩だったのではないかと感じた。今回の大規模な改修をどう受け止めていくかということも大事なものであったと思う。

一方、私の個人的な話ではあるが、当初、日程調整がなかなか上手くいかず参加できなかったが、コロナ禍でリモート参加できるようになったという展開もあり、今回はオンライン会議もスムーズに進んだので、またこういったフレキシブルな形で私も勉強をさせていただきたいと思っている。また機会があればよろしくお願ひしたい。

〔委員〕 私も途中から参加し、いろいろお世話になり、ありがとうございました。

「美しいまち鎌倉」ということで、次元の違う話かも知れないが、「美しいまち」の中で道路が広くなったりきれいになったり、緑をたくさん植えたりといった形のまちの景観もあるかと思っている。特に鎌倉は道が狭いので、少しでも道沿い、特に交差点付近で売りに出ている商店等があったら、市で積極的に買っただいて道幅を広げて道路の車の流れをよくするとともに、木を植えたり花を植えたりしてまちの景観を良くしていただけたら良い。イギリスや旧英連邦の国のように、まちそのものが美しいという、そういうまちになるといいなと思っている。小さなところでは、ごみが汚く捨ててあるというか、そこかしこに置いてあるのも、まちをきれいにしていく中で取り組んでいただけるといいと思ったので、この機会に申し上げる。

それから、今回の屋外広告物条例の制定について、例えば、これからNHKの大河ドラマ『鎌倉殿の13人』に絡めた広告等が行われる中で、NHKエンタープライズがしようとしていることと屋外広告物条例が噛み合わないことが起きてくるのではないかと思っているが、そのときに、JR鎌倉駅、鶴岡八幡宮周りの旧鎌倉では規制するけれども、面積的には広い、大船等のその他の市域では認めるといったような地域ごとの規制もあり得るのではないかと思っている。旧鎌地区の厳しい規制を市内全部に適用してしまうと市内でも困ることがあるのではないか。規制を少し緩めるところと強めるところの地域性があってもいいと思ったので、最後に申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

〔事務局〕 委員の所感の中で頂いたが、今回、屋外広告物条例制定に当たっては、大河ドラマが来るもきっかけの一つになっているため、参考としたい。

引き続き、欠席委員の所管を代読する。

「任期終了に当たる最終回なので、何としても出席したかったが、どうしても外せない所用のため書面にて挨拶させていただくことをお許しください。景観法に基づく景観計画の策定時からお手伝いすることとなり、それ以降、景観審議会委員として大変長い間お世話になった。今期にて委員を退くこととなるが、この間、良好な景観づくりで伝統ある鎌倉市で委員の皆さん、行政の皆さんと共に、景観づくりを議論し様々なアイデアの検討に加われたことは私にとっても大変勉強になった。貴重な時間を頂き、深く感謝している。

今後も全国でも景観づくりの先端自治体として鎌倉市の景観がよりすぐれたものとなるよう取り組んでいただければと思う。

一つ付け加えるならば、歴史的資源が豊富で守るべき景観が多い旧鎌倉、北鎌倉のみならず、それ以外の地域での新しく創造的な景観づくりにもぜひとも積極的に取り組まれるよう期待している。歴史的なものを守りつつ、新しいものにもチャレンジしていただければと思う。」

〔委員〕 私の知り合いで、イタリアやオランダでかなり古い建物のリノベーションをやっている人たちがいるが、外国の事例だと、非常に時間をかけてオーナーと改修案を練っていく。そういう過程でだんだんよくなっていっているように思う。登録有形文化財にしる、文化財保護法の下で一種の文化性を大事にする必要がある。鎌倉の建築事務所や建築家、また違うまちの建築家であっても、広い心で建築の文化性というものを考えて、時間をかけて練っていくということが大事ではないかと思う。まちづくりにしても同じことで、初めは上手くいかないことがあっても、やっていくうちに段々とここではこういう風にやると上手くいくんだという、一種のマナーができてくる。そういうことが大事だと私は感じている。

〔委員〕 景観は何と時間がかかるのかということを感じている。以前別の場で関わらせていただいたことも含め、様々な古いものを守ったり、景観を守ったり、守るということに関しては本当に時間がかかるものだと思う。私は市民委員として、新人だった先生方や事務局の方が中堅になっていくのを見守って、こうしてつながっていくのだと思った。

こうしたことに一生懸命取り組んで退職後にまた別の形で関わったり、それぞれの住んでいるまちで同じように問題意識を持った市民として活躍したりすることで、鎌倉ルールが広がっていくのかと思いながら、本当にいろんな勉強をさせていただいた。難しい問題なので、今後も関わる皆様方の努力が大切だとつくづく感じる。

〔会長〕 私は鎌倉の行政市政モニター18期だったか、25期だったか、から初めてもう35年になる。ずっと見てきて、鎌倉がすごいと思うのは、景観の部分で全然変わらず頑固に守り続けているものもあるし、一方で今ここにきて急速に変わりつつあるものもある。全国でいろいろなまちを見ても、いい意味で変わらない頑固さと、しっかりした町衆、市民の皆さん、商売をされている方、それから市職員も、非常に意識の高い人たちに守られて、景観が動いていっていることを感じる。長く携わっている人間としての感想としては、そこは本当に鎌倉の誇らしいところで、

自分の生まれ故郷に対してそういうお仕事の手伝いができるというのは、大変ありがたいと思っていた。

先ほど、当初、係の職員だった方に、来年定年だという話を聞いて、そのように動いているんだなど、私も先ほど感じたところである。その間に何が変わったのかというと、例えば、景観に対する市民の意識も少しずつ成長しているだろうし、行政がしっかり下支えを作ってルールも作って、景観計画からガイドラインを作ったりと、いろいろな方位を埋めつつあると思う。

一方で、最近あまり市民の皆さんで何かをしようというよう雰囲気はなくなった感じがする。本当は景観づくりというのは市民が主役であって、家を作り、それからまちをどうしていくかという意識を持った市民を育てていくものである。バックボーンとしての市民が見えてきた方が良いということを強く感じた。子どもたちに景観を教える場を持つなど、そういった試みをしてきたが、世代交代が進んでいる中で、我々は鎌倉の景観スピリッツを次に伝え切れているだろうか。今の小学校、中学校、高校生、あるいは大学生といった若い人たちに、この紆余曲折を伝えながら次に引き継げるかということを考えるようになってきた。今の若い人たちを巻き込む取組みやイベントも行いながら、彼らが景観をどのように評価していくのか、私たち世代がそのお手伝いをしていければいいとも感じた。

まだまだ課題は山積なので、もしこの任を離れたとしても、鎌倉の景観づくりに協力していきたいと思う。

〔事務局〕委員の皆様から所感をいただき、身が引き締まる思いである。

実は、オンライン併用会議も景観審議会が庁内初めての取組みで、前回は非常にトラブルになって申し訳なかったが、こういった積極的な取組みやはり景観審議会だからできることだと思っている。

また、今回任期満了となる先生方においては、これからも都市景観課と景観行政を注視していただき、関わっていただければと思っている。

(事務局から今回会議の議事要旨について説明)

〔会長〕これにて審議会を終了とする。